

富士市重層的支援体制整備事業実施計画

～思いやりスクラムサポート実施計画～

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 重層的支援体制整備事業の概要	3
(1) 事業の概要	3
(2) 重層的支援体制整備事業 事業一覧	3
第2章 重層的支援体制整備事業において実施する事業および実施体制	
1 包括的相談支援	4
(1) 地域包括支援センターの運営	4
(2) 相談支援事業	5
(3) 利用者支援事業	5
ア 基本型	5
イ 特定型	5
ウ 母子保健型	6
(4) 自立相談支援事業	6
2 参加支援事業	7
3 地域づくりに向けた事業	8
(1) 地域介護予防活動支援事業	8
(2) 生活支援体制整備事業	8
(3) 地域活動支援センター事業	9
(4) 地域子育て支援拠点事業	9
(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	9
4 アウトリーチ等を通じた継続的支援に関する事業	10
5 多機関協働事業	11
第3章 支援調整会議、重層的支援会議、支援会議の実施	12
第4章 関係機関間の一体的な連携	14
1 関係機関間の連携	14
2 企業や団体等とのパートナーシップによるまちづくり	14
第5章 計画推進に向けて	16

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少による社会構造の変化、また、働き方の多様化やライフスタイルの変化により、家族機能の低下や地域コミュニティのつながりが弱体化しています。また、80代の親が50代の子の生活を支える8050問題や育児と介護のダブルケア、ひきこもりなど、個人や地域が抱える生きづらさやリスクは複雑化・深刻化しており、従来のような各分野ごとの福祉制度や公的サービスだけでは十分に解決できない問題が顕在化してきています。

こうした中、国ではニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）において、制度・分野の枠や、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。そして、その実現に向けた取組を進めるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法において、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この新事業は、住民同士の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業になります。

本市は、第5次富士市地域福祉計画（令和4年3月策定）において、地域福祉の将来像をすべての市民にとって暮らしやすいまちとなるよう「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」とし、基本理念に「まなぶ、そだてる」、「つなぐ、ささえあう」、「きずく、ひろげる」を掲げ、一人ひとりが地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに地域活動、福祉活動への積極的な参加と活動のネットワークを広げていけるよう、地域や行政、関係機関等が協力して取り組んでおります。この基本理念を具現化するためには、これまで分野ごとに実施してきた相談支援や地域づくりに関連する事業を分野横断的に進めて行く必要があり、重層的支援体制整備事業に取り組むことといたしました。

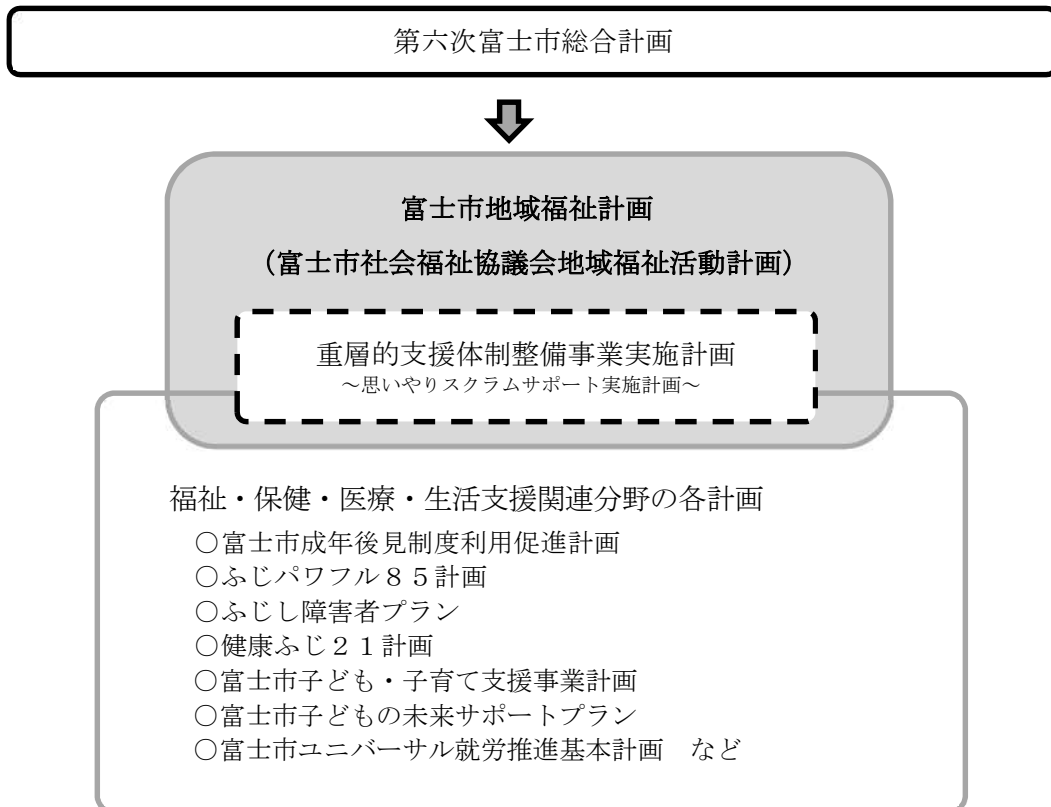
本事業では既存の相談支援や地域の取組を活かしつつ、新たに参加支援やアウトリーチを位置づけ、多機関協働による連携体制を構築することで、人と人、人と地域がつながり合う「地域共生社会」の推進を図ってまいります。

また、事業の実施に当たっては、困りごとを抱える人に富士市が一丸となって、思いやりを持ち、スクラムを組んでサポートをしていこうという思いから、「思いやりスクラムサポート」という愛称を設け、当該事業の実施に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 106 条の 5 に基づき策定する、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた計画です。

また、本計画は、上位計画である「第 5 次富士市地域福祉計画（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）」が掲げる目指すべき将来像「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」と軸を一にすることから、同計画と整合性を図ります。



3 計画期間

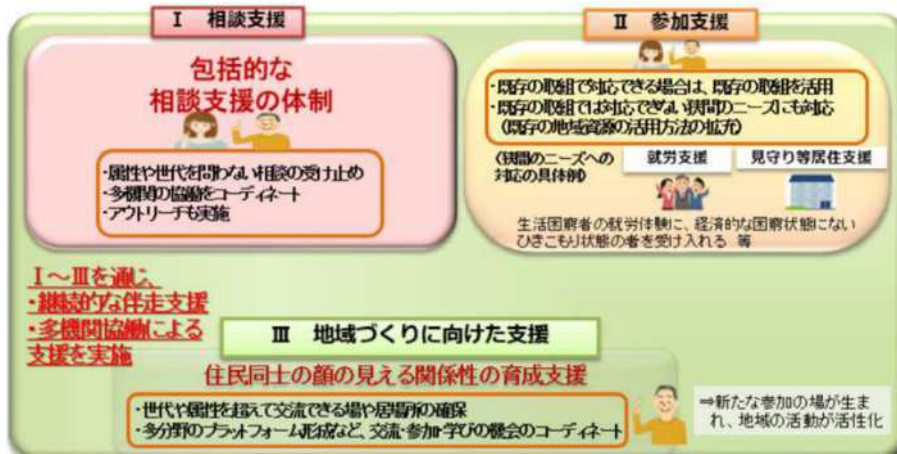
本計画の期間は第 5 次富士市地域福祉計画と合わせ、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。なお、以降は「第 6 次富士市地域福祉計画」（令和 9 年度から令和 13 年度）との一体的な策定を予定します。

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
地域福祉 計画	第 5 次地域福祉計画					第 6 次地域福祉計画 (一体的に策定)				
重層的支援 体制整備事 業実施計画			重層的支援体制整備事業実施計画 ～思いやりスクラムサポート実施計画～							

4 重層的支援体制整備事業の概要

(1) 事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①から⑤までを一体的に実施するものです。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

(2) 重層的支援体制整備事業 事業一覧

		個別事業名	分野	既存制度の対象事業等
第1号	イ	包括的相談支援	高齢	地域包括支援センターの運営
	ロ		障害	相談支援事業
	ハ		子ども	利用者支援事業
	ニ		困窮	自立相談支援事業
第2号		参加支援	全	ユニバーサル就労支援センター
			若者	若者相談窓口 ココ☆カラ
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	高齢	地域介護予防活動支援事業
	ロ		高齢	生活支援体制整備事業
	ハ		障害	地域活動支援センター事業
	ニ		子ども	地域子育て支援拠点事業
			困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	全	ユニバーサル就労支援センター
			若者	若者相談窓口 ココ☆カラ
第5号		多機関協働	全	

※全とは、高齢、障害、子ども、困窮、若者の全分野

第2章 重層的支援体制整備事業において実施する事業および実施体制

本事業において実施する事業および実施体制は以下のとおりとします。

1 包括的相談支援（法第106条の4第2項第1号）

相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。受け止めた相談のうち単独の相談支援事業所のみでは解決が難しい場合には、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につながります。

なお、設置形態は既存の拠点の設置機能は変更せず、各支援関係機関間の連携を図る基本型事業・拠点を設置した上で、地域住民に身近な場所等で相談や活動を行う、地域型とします。

類型	内容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一分野の相談を受け支援を実施する形態です。従来の機能をベースとしながら、それぞれの相談支援窓口で、部門の垣根なく相談を受け止め、必要に応じて支援機関につながります。
統合型事業・拠点	複数分野の様々な相談を受け止め、集約して支援を行う窓口を設置する形態です。
地域型事業・拠点 【富士市の形態】	基本型事業・拠点を市に設置した上で、地域住民に身近な場所等で相談や活動を行う形態です。地域型事業・拠点の活動は市内の基本型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、本計画や支援会議の仕組みを通じて、専門的なバックアップを受けながら実施されます。

(1) 地域包括支援センターの運営【第1号イ】

分野	高齢
事業内容	地域で暮らす高齢者等とその家族の悩みや相談に対応する総合相談窓口です。高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が連携して、権利擁護や地域の支援体制作り、介護予防に必要な援助を包括的に行っています。
実施方法	直営及び委託（社会福祉法人）
支援機関	地域包括支援センター 委託8ヶ所、直営1ヶ所
圏域	日常生活圏域8圏域(委託)、バックアップ市内全域(直営)
所管課	高齢者支援課

(2) 相談支援事業【第1号ロ】

分野	障害
事業内容	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。
実施方法	直営及び委託（社会福祉法人、公益財団法人、一般社団法人等）
支援機関	基幹相談支援センター（障害福祉課内）および相談支援事業所 7ヶ所
圏域	市内全域
所管課	障害福祉課

(3) 利用者支援事業【第1号ハ】

ア 基本型

分野	子ども 妊産婦
事業内容	市役所内の子育てに関するワンストップ窓口として、相談や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用するための情報提供や助言等の支援を行います。また関係機関との連絡調整なども行います。
実施方法	直営
支援機関	こども家庭センター 直営1ヶ所
所管課	こども家庭課

イ 特定型

分野	子ども
事業内容	市内の保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所等の教育・保育施設の保育内容や、小学校就学前の乳幼児に係る様々な制度を理解している「保育コンシェルジュ」を、保育園や幼稚園を所管する保育幼稚園課に1名配置し、保育園や幼稚園等に係る相談等、各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。
実施方法	直営
支援機関	保育幼稚園課（保育コンシェルジュ） 直営1ヶ所
圏域	市内全域
所管課	保育幼稚園課

ウ 母子保健型

分野	子ども 妊産婦
事業内容	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。また、妊娠・出産・子育て等の母子保健に関する相談に応じ、必要な助言・保健指導を行います。
実施方法	直営
支援機関	こども家庭センター 直営 1ヶ所
所管課	こども家庭課

(4) 自立相談支援事業【第1号ニ】

分野	生活困窮
事業内容	生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱えている課題を多面的に把握し、本人の状況や意思を十分に確認した上で、対象者ごとに適切な支援計画を策定し、自立までを包括的かつ継続的に支援します。また、ひきこもり支援については、本人の状況に応じて、段階的に家族面談、自宅訪問、支援センターの通所（居場所の提供）を経て、本人主導の支援につなげていきます。
実施方法	委託（富士市社会福祉協議会・株式会社による共同事業体）
支援機関	ユニバーサル就労支援センター 相談支援グループ 委託 1ヶ所
圏域	市内全域
所管課	生活支援課

2 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりに向けた支援を行います。本人のニーズや課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。

分 野	全ての分野
事業内容	様々な働きづらさを抱えた就労困難者に対して、一人ひとりの状況に合わせたオーダーメイド型の就労支援を行います。就労準備、職場見学、就労体験、通勤（数日間継続して通う就労体験）から就労に至るまで、様々なステップを用意し、利用者の状況に応じた支援を提供します。また、協力企業の開拓やユニバーサル就労の周知・啓発を行います。
実施方法	委託（株式会社）
支援機関	ユニバーサル就労支援センター 就労支援グループ 委託 1 ヶ所
所 管 課	生活支援課
配置人数	7 名

分 野	若者
事業内容	概ね中学卒業から 39 歳までの、社会生活を営む上で困難を抱える若者とその家族の相談・支援を行います。通常の相談業務のほか、居場所づくりや家族会・フォローアップミーティング等を行い、若者やその家族の状況に応じて対応します。
実施方法	委託（NPO 法人）
支援機関	若者相談窓口 ココ☆カラ 委託 1 ヶ所
所 管 課	青少年相談センター
配置人数	5 名

3 地域づくりに向けた事業（法第106条の4第2項第3号）

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。

(1) 地域介護予防活動支援事業【第3号イ】

分野	高齢
事業内容	地域の高齢者が身近な場所で気軽に集え、運動や食事作り、会食が出来る住民主体の通いの場「ご近所さんの運動教室・料理教室」を運営するために、介護予防サポーターの養成を行っています。また、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくため、ゴミ出しや電球交換等、生活の中でちょっとした支援が必要な高齢者をサポートするため、生活・介護支援サポーターの養成を行っています。
実施方法	直営及び委託（社会福祉法人）
支援機関	地域保健課 地域包括支援センター 委託8ヶ所
所管課	高齢者支援課

(2) 生活支援体制整備事業【第3号ロ】

分野	高齢
事業内容	地域における日常生活のニーズや課題に対応するため、各小学校区に住民主体の課題解決の話し合いの場である第2層協議体の設置を促進するよう、生活支援コーディネーターを配置します。この第2層協議体を通じて、住民が主体的に地域づくりに関わることにより、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを進めていきます。
実施方法	委託（社会福祉法人）
支援機関	第1層コーディネーター：富士市社会福祉協議会 委託1ヶ所 第2層コーディネーター：地域包括支援センター受託法人 委託8ヶ所
所管課	高齢者支援課

(3) 地域活動支援センター事業【第3号ハ】

分野	障害
事業内容	障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じた創作的活動や生産活動、機能訓練や社会適応訓練を実施します。また、社会との交流に関する活動を行うことによって、地域での生活支援の促進を図ります。
実施方法	事業所指定（社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社）
支援機関	地域活動支援センター 12ヶ所
所管課	障害福祉課

(4) 地域子育て支援拠点事業【第3号ニ】

分野	子ども
事業内容	地域において、子育て家庭の親とその子どもの交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。
実施方法	直営及び委託（学校法人、社会福祉法人、一般社団法人）
支援機関	地域子育て支援センター 委託11ヶ所、直営5ヶ所
所管課	こども未来課

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【第3号】

分野	生活困窮
事業内容	「地域共生社会」の実現を目指し、各地区において地域福祉推進事業の取組を進めている地区福祉推進会の活動を支援しています。地区福祉推進会は市内全26地区に組織され、地域のニーズに基づき地域住民に寄り添った活動を行っています。
実施方法	補助
支援機関	富士市社会福祉協議会
所管課	福祉総務課

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援に関する事業（法第106条の4第2項第4号）

長期にわたり、ひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人などを対象に、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けます。

本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行います。

分野	全ての分野
事業内容	複雑化・複合化した課題を抱えているため、ひきこもり状態の方や、長期にわたり社会と交流をしてこなかった方等に必要な支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、つながりを持ち続ける伴走支援を行います。
実施方法	委託（富士市社会福祉協議会・株式会社による共同事業体）
支援機関	ユニバーサル就労支援センター 相談支援グループ 委託1ヶ所
所管課	生活支援課
配置人数	ユニバーサル就労支援センター 8名

分野	若者
事業内容	概ね中学卒業から39歳までの、社会生活を営む上で困難を抱える若者とその家族の支援を行います。ひきこもり等の家庭への訪問や、対象者との関係構築に向けた継続的な働きかけ、つながりを持ち続ける伴走支援を行います。
実施方法	委託（NPO法人）
支援機関	若者相談窓口 ココ☆カラ 委託1ヶ所
所管課	青少年相談センター
配置人数	若者相談窓口 ココ☆カラ 3名

5 多機関協働事業（法 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号）

支援関係機関からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援プランを作成し、重層的支援会議を開催して支援方法を検討し、各支援機関が連携しながら、見守りや伴走による継続的な支援を実施します。支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、重層的支援体制整備事業の中核を担います。

分 野	全ての分野
事業内容	支援関係機関からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して重層的支援会議を開催し、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行うなど、事例全体の調整機能の役割を果たします。
実施方法	委託
支援機関	富士市社会福祉協議会
所 管 課	福祉総務課
配置人数	富士市社会福祉協議会 1 名

第3章 支援調整会議、重層的支援会議、支援会議の実施

重層的支援体制整備事業を円滑に実施するため、多機関協働事業者へ事案をつなげるかどうかの検討をする支援調整会議、支援対象者に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保する重層的支援会議、社会福祉法第106条の6に基づく支援会議を開催します。

1 支援調整会議

目的	多分野にわたる複雑化・複合化した事例で各包括的相談支援機関だけでは対応できない事例に対し、会議の構成員に対する守秘義務を設け、多機関協働事業につなげるかどうかの判断を行います。
開催方法	定期開催又は随時開催とし、福祉総務課が主催します。
構成員	庁内関係課（高齢者支援課、生活支援課、障害福祉課、こども家庭課、市民安全課、青少年相談センター） 多機関協働事業者（富士市社会福祉協議会）、必要に応じて庁内関係課や支援機関

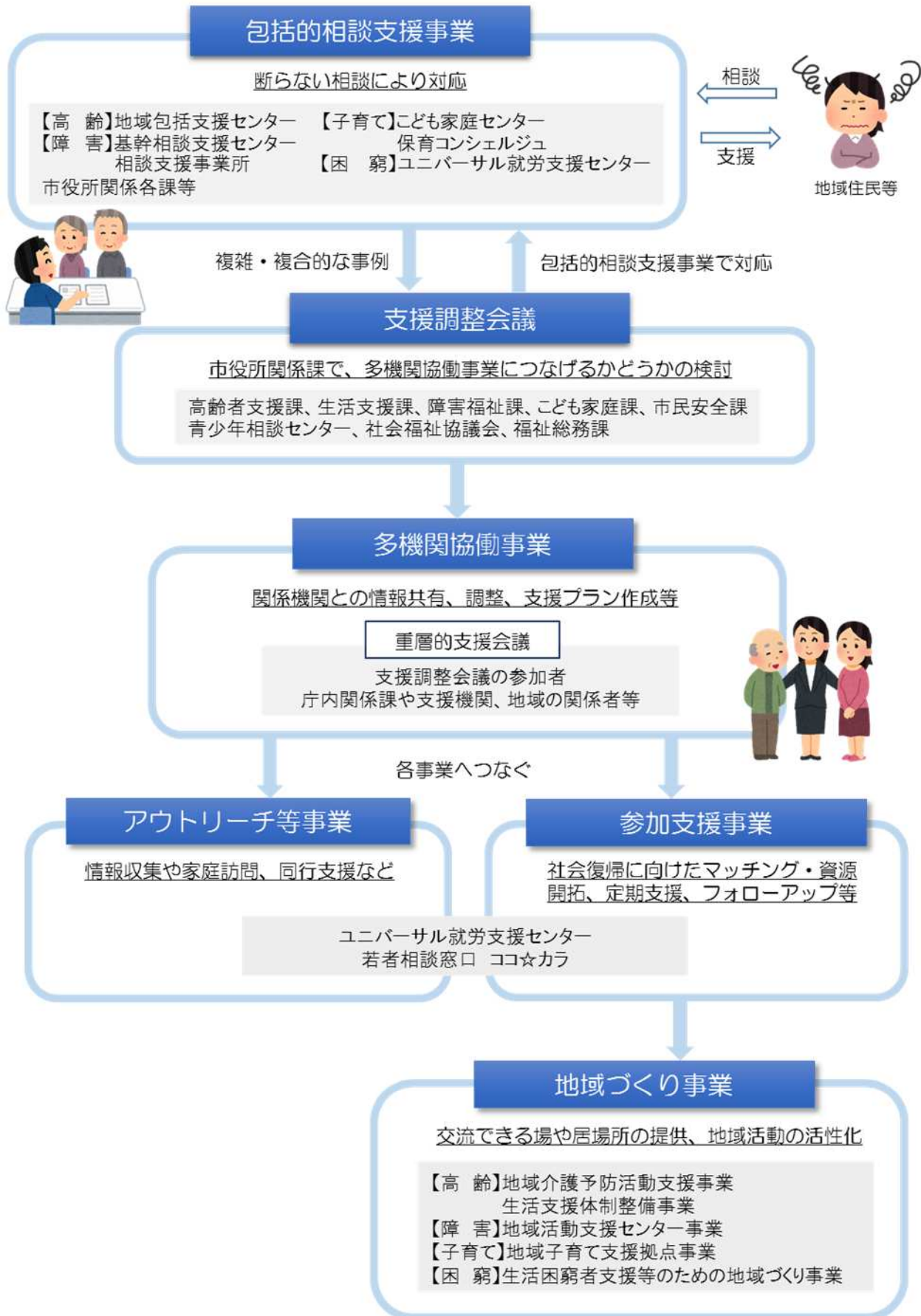
2 重層的支援会議

目的	関係機関との情報共有にかかる本人同意を得た事例に関して、当該事例の支援プランを共有したり、適切性を協議します。具体的には下記の役割を果たします。 ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討
開催方法	定期開催又は随時開催とし、多機関協働事業者（富士市社会福祉協議会）が主催し、福祉総務課が必要な協力を行います。
構成員	支援調整会議の参加者、必要に応じて庁内関係課や支援機関、地域の関係者等

3 支援会議

目的	会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の状況の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。
開催方法	定期開催又は随時開催とし、必要に応じて支援調整会議時若しくは、重層的支援会議時に時間を切り分けて開催し、福祉総務課が主催します。
構成員	支援調整会議及び重層的支援会議の参加者、必要に応じて庁内関係課や支援機関

【富士市】重層的支援体制整備事業 支援フロー



第4章 関係機関間の一体的な連携

1 関係機関間の連携

包括的相談支援事業及び地域づくり事業等の対象となっている高齢、障害、子ども、生活困窮、若者だけでなく、他分野との連携も強化し、事業の一体的な実施を図るとともに、市全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークを十分に活用し、実施体制を構築します。また、庁内の関係各課や民間の事業所等との円滑な連携が可能となるよう、研修会をとおして、相互に制度の理解を深め、連携を強化していきます。

2 企業や団体等とのパートナーシップによるまちづくり

SDGs 未来都市である本市として、本計画の推進に当たってはSDGs の理念に沿って、市民や地域、事業者等と共に取り組むものとします。

なお、各取組に関連するSDGs に関しては、上位計画である「第六次富士市総合計画」「第5次富士市地域福祉計画」と整合を図ります。

<p>まなぶ、そだてる ～地域福祉の担い手づくり～</p>	  
<p>○私たちは、年齢、性別、病気・障害の有無や国籍等にかかわらず、地域を担う一員としてともに暮らしています。それぞれが抱えている生活上、福祉上の課題を知り、認め合うとともに、より多くの市民が福祉を学ぶ機会を確保します。</p> <p>○学んだ知識を基に、住民一人ひとりの絆、福祉・助け合いを担う人材、意識を育てていきます。</p>	
<p>つなぐ、ささえあう ～安心して生活できるしくみづくり～</p>	   
<p>○私たちは、普段から無意識のうちに助け合って暮らしています。支援を必要とする人が、気軽に相談し、速やかに支援につなげていける仕組みを作っていきます。</p> <p>○地域で暮らす人それぞれができる範囲でお互いの困りごとを知り、支え合える地域を育てていきます。</p>	
<p>きずく、ひろげる ～自立した地域生活を支えるしくみづくり～</p>	    
<p>○だれもが安心して暮らすために、潜在的な福祉課題を明らかにし、積極的に支援を行っていける取組を進めます。</p> <p>○単独での支援が困難なケースでも、関係機関の連携等によって支援ができるよう、分野間の連携やネットワークを広げていきます。</p>	

【企業や団体等とのパートナーシップによるまちづくり】

行政と企業との協働により地域課題を解決することを目的に、本市は、様々な企業と連携協定を締結しています。本計画においても、協定を締結する企業と更なる連携を強化し、それぞれの事業活動において協働していくことを推進します。

また、本計画の計画目標や個別の取組について、「SDGs 共想・共創プラットフォーム」に行政課題として公表し、その解決に向けて、様々な企業や団体から広く提案を受け付けるとともに、官民連携によるプロジェクト創出拡大を図り、SDGsの視点を踏まえた事業を推進します。



第5章 計画推進に向けて

本計画の推進のため、年度ごとに実施状況を確認したうえで、施策の充実や見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。市の附属機関である「富士市福祉計画推進会議」を活用し、地域福祉計画の評価の際に、併せて委員に意見を求めていきます。